

特 記 仕 様 書

第1章 総 則

第1条 (適用範囲)

この特記仕様書は、以下の工事に適用する。

工事名：市道春向谷場線 道路交通安全施設整備工事（舗装）

箇所名：南九州市顚娃町 牧之内 地内

第2条 (工 期)

本工事の工期は、契約日から令和9年3月19日までとする。

ただし、路上工事縮減の取り組みとして下記の期間は道路上での工事は中止期間とする。

~~ゴールデンウィーク、お盆~~、年末年始、各地域の祭り・イベント等の期間

第3条 (準拠図書)

本工事は、契約書及び設計図書によるほか、この特記仕様書ならびに以下に示す示方書・指針等によらなければならない。

- 1) 土木工事共通仕様書（鹿児島県土木部制定）
- 2) 道路事業の手引き（鹿児島県土木部）
- 3) 土木請負工事必携（鹿児島県土木部制定）
- 4) 土木工事施工管理基準（鹿児島県土木部）
- 5) コンクリート標準示方書＜施工編＞（土木学会）
- 6) 道路土工要綱（日本道路協会）
- 7) 道路土工―盛土工指針（日本道路協会）
- 8) 道路土工―切土工・斜面安定工指針（日本道路協会）
- 9) 舗装設計施工指針（日本道路協会）
- 10) 舗装施工便覧（日本道路協会）
- 11) 建設副産物適正処理推進要綱＜改定＞（国土交通省）

なお、これらは契約日における最新版を使用するものとする。

また、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、その指示に従うこと。

第4条 この特記仕様書及び上記示方書に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、監督員と協議し、かつその指示に従うこと。

第5条 (発注方式)

本工事は「概算数量発注方式」により積算したものであり、「南九州市（建設課）概算数量発注方式の運用」による。また、別紙「概算数量発注特記仕様書」に基づくものとする。

第6条 (契約変更の対象)

本工事の数量は、本工事明細書のとおりとする。なお、この数量に変更が生じた場合は、契約変更の対象とすることができる。

第7条 (契約の保証)

本工事における契約の保証は、行うものとする。

第8条 (前金払・中間前金払)

本工事においては公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づき登録を受

けた保証事業会社の保証がなされた工事で、契約金額の4割以内において前金払することができるものとする。また、南九州市会計規則第40条第2項に定める要件を満たした場合には、当該契約金額の2割以内の前金払（中間前金払）を追加して支出することができる。

当初設計においては前記の前払金を支払うものとして一般管理費を補正してあるが前払金を支払わない場合でも補正の率は変更しない。

第9条（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について）

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。
- 2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（令和6年3月14日付け技術管理室長通知）」に基づき行うものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（令和6年3月14日付け技術管理室長通知）」は鹿児島県ホームページから取得できる。

第10条（配置技術者等の途中交代）

- 1 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。
発注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- 2 上記の場合にあっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

第11条（監理技術者等の専任を要しない期間）

- 1 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿等により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
- 2 工事完成後、検査が完了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

第12条（現場代理人の工事現場への常駐を要しない期間）

- 1 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合
現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれか要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。
 - ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - ② 工事契約書第20条により工事が一時中止されている期間。
 - ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
 - ④ 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、

後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間。

2 発注者への報告

上記1の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

第13条（現場代理人の兼任）

1 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（1）から（5）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。ただし、本市における災害復旧工事については兼任できる工事の件数を制限しないこととし、（6）に規定している担当する工事現場の稼働日は可能な限り重複しないこととする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の（1）、（2）及び（6）の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については（2）、（4）、（5）の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。

（1）兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負金額 4、500万円未満であること

※ 設計変更により、兼任するそれぞれの工事の請負金額が 4、500万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。（現場代理人の負担軽減措置）

その場合は、「現場代理人等選任（変更）通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。

（2）発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること

（3）兼任する工事は、概ね1時間以内で移動できる範囲

（4）発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと

（5）兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること

（6）兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任（変更）申請書」（別紙1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任（変更）通知書」により、発注者に通知すること。

なお、それぞれの工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

4 土木工事共通仕様書（令和6年4月1日改定）への掲載

この取扱いについては、土木工事共通仕様書第11編その他第7章その他に掲載することとしている。

5 [参考] 点在する箇所のある工事との兼任について

点在する工事箇所のうち、主たる工事箇所※1と兼任する工事箇所が同一市町村内又は工事箇所の間隔が概ね10km未満であれば、兼任できるものとする。

※1：主たる工事箇所とは、点在する工事箇所のうち、最も工事規模が大きい箇所又は最も直接工事費が高額な箇所。

6 適用期間

この取扱いは、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの執行伺い決裁分に適用する。

第14条（施工体制の適正化の徹底）

請負者は、請負金額の如何にかかわらず工事の一部を下請に付する場合は、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成しなければならない。建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書を使用すること。

第15条（施工体制台帳の作成等について）

本工事の受注者は、建設工事の一部を下請けに付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成提出すること。

第16条（施工体系図の作成等について）

本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部又は以下のアからエの業務を下請けに付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

- ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- エ その他監督職員が記載を指示した業務

第17条（国土調査の基準点等測量標識等の保全）

施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

第2章 工事の施工

第18条（準備工）

- 1 工事着工前に設計図書と照合し、その結果は内容変更の有無に関係なく監督職員に図面を

添付のうえ報告すること。また、設計図書および仕様書に疑義を生じた場合および設計図に明示がなくても構造上必要と思われるものは全て監督職員と協議し、その指示に従うこと。

- 2 関係機関への法的手続き等により不足の日数を要する場合は、工期の延長について発注者と協議を行うこと。

第19条（施工条件）

- 1 施工区間において住宅等が面しているため、施工前に住民への工事内容の周知を図ること。
- 2 宅地への乗り入れ口については、丁張確認時に監督員と確認を行うこと。

第20条（施工計画等）

- 1 監督職員の指示により請負者は、あらかじめ工事実施に必要な施工計画書（現場組織表、主要材料及び主要機械の搬入予定、使用計画、仮設備計画等）を提出しなければならない。
- 2 現行の施工計画書に変更が生じその内容が重要な場合には、その都度変更計画書を提出しなければならない。
- 3 工事施工上必要に基づき、工事現場付近に測量標を設置するときは、監督職員の承諾を得なければならない。
- 4 施工にあたっては、建物や既設構造物へ影響を与えないよう配慮すること。
- 5 現道を侵す工事の場合、施工方法、通行者の安全管理等を考慮し、平面図を作成の上、交通安全管理に添付すること。

第21条（工事用電力）

この工事に使用する電力設備及び電力料金は、請負者の負担とする。

第22条（再生資材の利用）

請負者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

資 材 名	規 格	備 考
アスファルト合材	再生密粒度アスコン	表層工
再生切込砕石	RC-40	下層路盤工

なお、使用に際しプラント再生舗装技術指針等を遵守すること。

第23条（県産資材の優先使用について）

- 1 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者から調達するよう努めることとする。
- 2 請負業者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用等状況報告書（別紙）」を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

指定主要資材 （7品目）	生コン（レディミクストコンクリート） 石材類 芝 コンクリート二次製品 アスファルト合材 木材 樹木
-----------------	---

- 3 前項で定めた不使用状況報告書において、第1項で定めた資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。
- 4 請負業者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書（別紙）」を監督員に提出すること。

第24条（下請工事における管内「県内」建設業者の優先活用について）

- 1 請負業者は、工事の一部を下請に付する場合は、南薩地域振興局管内（施工地を管轄する振興局、支庁単位）に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。
- 2 請負業者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書（別紙）」を監督職員に提出すること。
- 3 請負業者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書（別紙）」を監督員に提出すること。

第25条（工食用材料）

下記に示す材料は使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出して承諾を受けなければならない。

材 料 名	提 出 物
アスファルト合材	配合試験結果報告書
アスファルト乳剤	試験成績表
砕石類	試験結果報告書

第26条（水準点）

この工事の水準点は着工前測量の際に、現場に任意で水準点を設けること。

第27条（検測又は確認）

この工事の検測又は確認を下記の内容で受けなければならない。

- (1) 中心線及び計画高さ（やり型等）
- (2) 作図

第28条（切土及び盛土）

1 床堀及び切土

- (1) 切取において法肩から、用地境界までの浮石、又切取面の浮石は完全に整理すること。
- (2) 床堀を行う場合、土質が変化するときは変更契約を行う。
- (3) 切土の法勾配は設計図に示した法勾配で仕上げることを原則とする。
- (4) 床堀は地質の状況により、必要に応じ土留め、締切りをしながら構造物を完全に施工出来る寸法で規定の深さまで掘下げなければならない。
- (5) 床堀最下部を掘取の場合は、床堀最下面以下の土砂をかく乱しないように丁寧に鋤取らねばならない。
- (6) 床堀のうち、掘りすぎとなった部分は、砂又は砂利で監督員の指示に従って入念に埋戻さなければならない。

(7) 切取りに際して水道管等の保護及び植林等に適当な保護工を施工しなければならない。

2 埋戻及び盛土

- (1) 埋戻前に漏水等がある場合は、必ず排水した後、埋戻さなければならない。
- (2) 盛土施工中は、常に雨水等による土砂流失を起こさないよう排水処理を考慮し施工すること。
- (3) 埋戻土は、構造物に変化を与えないよう充分突き固めて埋戻さなければならない。

第29条（指定副産物の搬出）

- 1 建設工事の施工により発生する建設廃材は最寄りの再生資源化施設に搬出すること。設計運搬距離を次に示す。尚、再生資源化施設においてやむを得ない事情により搬入出来ない場合は設計変更の対象とする。但し、受注者の都合により下記以外へ搬出する場合は設計変更の対象としない。

（既設舗装版）

アスファルト殻

運搬距離：14.0 k m 「指宿市岩本字狩俣2615」

第30条（産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出）

本工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表（別添様式1））を工事完成図書に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票・B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。

ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

第31条（産業廃棄物税）

本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

第32条（建設発生土の処理）

- 1 本工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。
 - (1) 受け入れ場所：指宿市開聞仙田字水無池2612番地外
 - (2) 受け入れ時間帯：8：30～17：00
 - (3) 仮置き等：必要な場合は、その場所を明示する。
- 2 再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。
- 3 処分状況の記録を完成書類に含めて提出すること。
- 4 工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

第33条（ダンプトラック等による過積載等の防止について）

- 1 工事用資材等の過積超過のないようにすること。
- 2 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 3 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- 4 さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入することがないようにすること。
- 5 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法と

いう)の目的に鑑み、法第12条の規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

6 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

7 1から6のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

第34条（ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について）

ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、**別添**「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い監督職員に報告すること。

ヤンバルトサカヤスデ駆除剤（ミリペーダ液剤）を500倍希釈したものを、300ml/m²散布を行うこと。

第35条（技術管理）

鹿児島県土木部が定めた「土木施工管理基準(R4.1)」にて、請負者は十分な管理を行わなければならない。

第36条（現場管理）

1 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員参加により月当り半日以上（月当り2回 2時間以上）を割当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容の周知徹底
- (3) 土木工事等施工技術安全指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練として必要な事項

2 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画（実施内容及び実施日）を作成し、監督職員に提出するものとする。

3 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況報告書は、完成書類に含めての提出でよい。

第37条（安全管理）

1 工事施工の安全を期するため、次の法律、規則等を守らなければならない。

- 1) 労働基準法
- 2) 労働安全衛生法
- 3) 火薬類取締法
- 4) 騒音規制法
- 5) 振動規制法

- 6) 土木工事等施工技術安全指針
- 2 工事期間中は安全巡視員（又は安全管理員）を配置し、工事現場における安全に関する巡視、点検、連絡調整等工事地域内全般の監視あるいは連絡を行わせ安全確保に努めなければならない。
- 3 交通管理については、充分留意して交通管理人の設置によって交通に与える影響を最小限にするよう作業及び交通処理計画を作成し、監督員の承認を得て工事現場内のトラブル、交通事故の絶無を期さねばならない。
- 4 工事施工の安全を確保するため「土木工事安全施工技術指針」（全日本建設技術協会発行）によること。
- 5 自然災害等により、漁港区域内及び海へ資材等が流出した場合に備え、使用資材並びに個数を把握しておくこと。又、自然災害等により資材等が流出した場合は、第三者への損害を与える恐れがあるため、全てを回収するとともに監督職員へ報告を行うこと。

第38条（建設工事の適正な確保）

- 1 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）に違反する一括下請負、その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- 2 建設業法第26条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は管理技術者については、適切な資格、技術力等を有するもの（請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る）を配置すること。
- 3 請負者が工事現場ごとに設置しなければならない管理技術者は、建設業法15条第2号イに該当する者は、同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、管理技術者資格者証を有するものを配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
- 4 1、2及び3のほか、建設業法に抵触する行為は行わないこと。

第3章 その他

第39条（暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置）

南九州市が発注する建設工事等（以下「市工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく市（発注者）及び警察に通報すること。

市工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市（発注者）と協議を行うこと。

第40条（定めなき事項）

この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

第41条（検査）

- 1 手直し等を生じた場合は請負者の負担でこれに応じなければならない。
- 2 検査に当たっては現場代理人及び主任技術者並びに施工管理技術者は必ず立会いしなければならない。
- 3 検査に必要な資料の提出及び測量器械並びにその他の機材の準備については検査員の指示に従わなければならない。
- 4 検査箇所の修復は検査員の指示により請負者の負担で速やかにこれに応じなければならない。

殿

現場代理人の兼任（変更）申請書

記

①兼任する工事 (市建設課工事)	主 任 技 術 者		
	現 場 代 理 人		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請 負 金 額 (税 込 み)		
	現場代理人不在の間 の 緊 急 連 絡 先	氏 名	
	連 絡 先		
②兼任する他の工事	主 任 技 術 者		
	現 場 代 理 人		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請 負 金 額 (税 込 み)		
	発 注 機 関 名		
	監 督 員 氏 名		
	発注機関の連絡先		
③兼任する他の工事	主 任 技 術 者		
	現 場 代 理 人		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請 負 金 額 (税 込 み)		
	発 注 機 関 名		
	監 督 員 氏 名		
	発注機関の連絡先		
工事現場の相互の 距離・移動時間	①-②	km	分
	①-③	km	分
	②-③	km	分

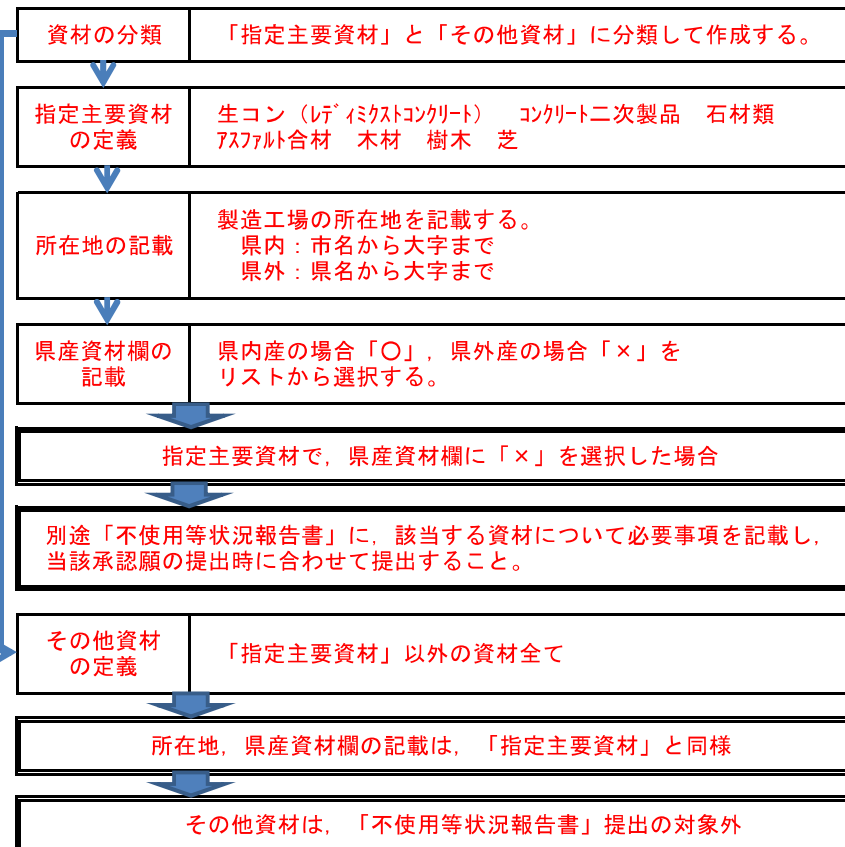
○添付書類：兼任する他の工事の当初契約書（写し）（※契約前の工事については後日提出）
○兼任する他の工事について、兼任の承認を受けていることがわかる書類の写しを後日提出すること

記入例

材料使用承認願

工 事 名	請 負 業 者 名
工 期	現 場 代 理 人 印
路 資材を「指定主要資材」と「その他資材」に分類	総 括 監 督 員 「県産資材」欄を追加
工	監 督 員 印

No.	材料名	規格	製造工場名 所 在 地	県産 資材	備考
指定主要資材					
1	U形側溝	300x300x200	(株)○○○ ○○工場 ○○○市○○町○○	○	JIS A5371
2	L形側溝	250A	△△△(株) △△工場 △△△県△△△市△△町△△	×	・ JIS A5323 ・ GB5555555 ・ L形側溝(1種)
3	コンクリート積ブロック	300x400x350	◎◎◎(株) ◎◎工場 ◎◎◎市◎◎町◎◎	○	県ブロック工業組合
4	落蓋側溝A型・CG型	300x300x2000	□□□(株) □□工場 □□□市□□町□□	○	県コンクリート製品協会
5	蓋版	300用	(株)◇◇ ◇◇工場 ◇◇◇県◇◇◇市◇◇町◇◇	×	
6	レディミクストコンクリート	18-8-20	○○○(株) ○○工場 ○○○市○○町○○	○	JIS A5308
7	碎石	40mm	(株)○○碎石 ○○○市○○町○○	×	
その他資材					
1	鋼管杭	SKK400	(株)△△△ △△工場 △△△県△△△市△△町△△	×	・ JIS A5525 ・ JQ3333333



記入例

建設資材使用実績報告書

工 事 名	請 負 業 者 名
工 期	現 場 代 理 人 印
路線(河川名)	総 括 監 督 員 印
工 事 箇 所 名	監 督 員 印
最終請負金額 千円也	

No.	材料名	規格	県産 資材	数量	単位	金額 (千円)	調達業者			
指定主要資材										
1	U形側溝	300x300x200	○	200	m	2,000	—			
2	L形側溝	250A	×	100	m	1,000	○			
3	コンクリート積ブロック	300x400x350	○	200	m2	4,000	—			
4	落蓋側溝A型・CG型	300x300x2000	○	20	m	1,000	—			
5	蓋版	300用	×	200	枚	1,000	△			
6	レディミクストコンクリート	18-8-20	○	2	t	2,000	—			
7	砕石	40mm	×	1,000	m3	5,000	×			
県産（県内）使用率		品目	○	4	金額	○	9,000	○	△	×
			全	7		全	16,000	1	1	1
その他資材										
1	鋼管杭	SKK400	×							
県産（県内）使用率		品目	○	0						
			全	1						

※黄色着色部分は編集不可。

材料名・規格欄 材料使用承認願の記載と同様

県産資材欄 材料使用承認願の記載と同様の記号をリストから選択

数量・金額欄 設計数量（金額）を原則とするが、使用数量（支払金額）でも可

調達業者欄

・県産資材欄が「○」の場合
→「—」

・県産資材欄が「×

※数量・金額・業者欄は「その他資材」は対象外

県産資材等不使用状況報告書

記入例

工 事 名 : _____

請負業者名 : _____

指定主要資材における県産資材等不使用理由

材料名	規格	予定 数量	単位	製造工場名	理由番号	調達業者名（本店名）	県内 本支店	不使用理由
				所 在 地	根拠資料	支店名		
L 形側溝	250A	100	m	〇〇〇（株） 〇〇工場	①	（株） 〇〇	○	—
				〇〇〇県〇〇〇市〇〇町〇〇	証明書			
蓋版	300用	200	枚	△△△（株） △△工場	④	△△△（株）	×	（理由を記載）
				△△△県△△△市△△町△△	見積書	鹿児島支店	○	
碎石	40mm	1,000	m3	◎◎◎（株） ◎◎工場	⑤	◎◎◎（株）	×	（理由を記載）
				◎◎◎県◎◎◎市◎◎町◎◎	理由書	◎◎◎営業所	×	

（記載要領）

- 1 ； 県産資材を使用できない理由は、次の①～⑤のいずれかの区分とし、根拠資料を添付する。
- ① 県産資材として製造・流通していない。（証明書）
 - ② 県産資材では品質が確保できない。（証明書）
 - ③ 県産資材では必要数量を確保できず、工期・納期に支障がある。（証明書）
 - ④ 県産資材の価格が高い。（見積書）
 - ⑤ その他（使用できない具体的な理由を記載した理由書）
- 2 ； 根拠資料は、県内の製造又は資材業者 2 社以上、あるいは県内の組合（協会）からの証明書又は見積書を添付する。
- 3 ； 資材業者は、調達（契約）の相手方の本店を記載し、県外の場合は支店（営業所）まで記載する。
- 調達先が、県内本店以外の場合は不使用理由まで記載する。

下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書

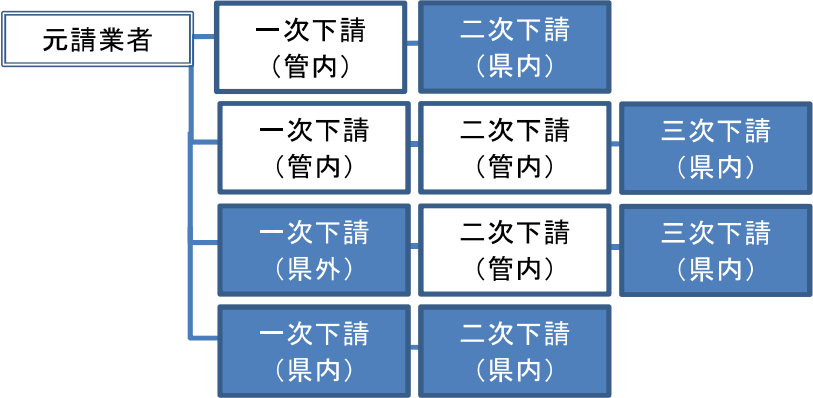
工 事 名 : _____

請負業者名 : _____

下請工事における管内建設業者等の不活用理由

下請階層	建設業者名	住所 (県・市町村名)	区分	下請工事 概 要	不活用理由	
					番号	具体的理由
一次	(株) ○○建設	○○○市○○町	県内	コンクリート工 鉄筋工 型枠工	②	
二次	△△建設 (株)	△△△県△△市	県外	照明設備	①	
三次	(有) □□建設	□□□市□□町	県内	鉄筋工	③	

※施工体系例(着色業者が記載該当業者)



(記載要領)

- 1) 管外及び県外は、当該業者の主たる営業所の所在地で判断し、住所・区分を記載する。
- 2) 記載する建設業者は、H27. 4. 1施行の施工体制台帳作成範囲に該当する全ての管外業者とする。
- 3) 工事概要は、施工体系図中の「工事の具体的内容」を記載する。
- 4) 理由欄は、管内業者を活用できない理由を明確に記載する。

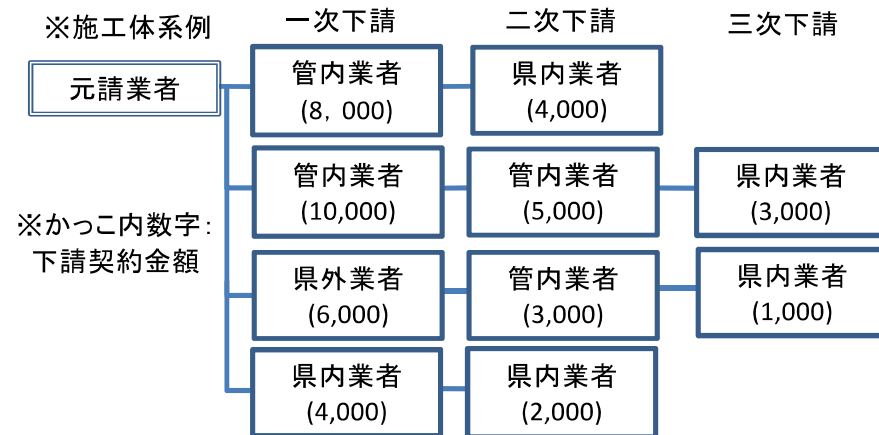
※理由番号 : ① 施工能力又は実績を有する業者が存在しない。
② 施工時期が合致する業者が存在しない。
③ 契約金額で合意できる業者が存在しない。
④ その他

下請業者使用実績報告書

工 事 名 : _____

請負業者名 : _____

元請業者区分	最終請負金額 (千円)	全下請業者使用状況				階層別下請使用状況															
		総数	下請業者内訳			下請階層	管内		管外（県内）		不活用理由				県外		不活用理由				
			管内	管外 (県内)	県外		業者数	契約金額	業者数	契約金額	①	②	③	④	業者数	契約金額	①	②	③	④	
1	100,000	10	4	5	1	一次	2	9,000	1	2,000		1			1	3,000				1	
						二次	2	4,000	2	6,000			1		0	0	1				
						三次	0	0	2	4,000				1	0	0		1			
						小計	4	13,000	5	12,000	0	1	1	1	1	3,000	1	1	0	1	



(記載要領)

- 元請業者の区分は、次のとおりとする。
管内：1 管外(県内)：2 県外：3
- 契約金額の集計は次のとおりとする。
 - 一次下請業者の金額は、各下請系列において二次下請との契約金額を引いた額とする。
 - 二次下請業者の金額は、各下請系列において三次下請との契約金額を引いた額とする。
 - 以下同様とする。
 - 上記により算出された金額を階層毎に集計する。
- 不活用理由欄は、状況報告書で選択した番号に、該当する業者数を記載する。

(計算例) 管内一次：9,000 = (8,000 - 4,000) + (10,000 - 5,000)

工 事 名 :

工事場所：

請負者名：

現場代理人氏名：

※1 廃棄物の品目毎に作成すること。

2 収集業者と運搬業者、中間処理業者と最終処分業者が異なる等の場合は、適宜項目を追加し作成すること。

3 E票が処分業者より返送されていない場合は、直近に返送された管理票の確認日を備考欄に記載すること。

様式 1

平成28年3月18日

現場代理人氏名：土木 一郎 (印)

160

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1 土・樹木等の措置

- (1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。
- (2) 廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱い可能な焼却施設で焼却処理する。
一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間焼却施設
産業廃棄物：業の許可を有している民間焼却施設

2 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

- (1) 薬剤処理・薰蒸処理後、搬出する。
- (2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

5 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記3、4の措置が講じられているかを確認する。

※ 奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

H11：南九州市（旧穎娃町，旧知覧町），
H14：指宿市（旧山川町），屋久島町（旧屋久町）
H15：鹿児島市（旧吉田町），日置市（旧吹上町），枕崎市
H16：鹿児島市
H17：指宿市
H22：出水市，南さつま市
H25：霧島市，阿久根市
H26：鹿屋市，始良市
H29：長島町
R03：西之表市，中種子町，錦江町
R04：肝付町

概 算 数 量 発 注 要 領

- 1 概算数量発注とは、当初設計で概算の数量を算出して発注する工事である。
- 2 概算数量発注は、平面図、定規図、土木構造物標準図等を適用することとし、工種や構造、形状等が著しく変化しない比較的単純な工事に適用する。
- 3 当初設計は、概算数量を平均幅、平均長等により算出できる必要最小限の図面とする。
- 4 概算数量で発注する設計書（金額を記載しない設計書で従来の閲覧設計書）は、発注者及び受注者が確認できるよう「概算」と設計書に明示する。
- 5 発注者は、請負者の主任技術者等を現場に立会わせ、発注者の意図を十分に理解させる。
請負者には、施工に必要な調査測量を行わせ工事計画図書を作成したうえで積上げ数量を算出させる。
- 6 監督員は工事計画図書から工事費、その他の諸条件等を検討し支障がないことを確認して施工の承諾を行う。
- 7 変更精算は、施工承諾図書に基づいて行う。
- 8 工事計画図書及び精算（変更）図面、数量表を作成するために行う調査及び測量の費用は計上しない。
- 9 変更理由は、「概算数量発注工事の精算による。」とするが、その他、特に変更を指示した事項とする。

概 算 数 量 発 注 特 記 仕 様 書

- 1 本設計は概算数量設計発注方式により積算したものである。確定設計数量は施工承諾図書により精算するものとする。
- 2 請負者は監督員と現場立会いを行ってから、監督員が提示した資料に基づき現場調査、測量を行い工事計画図書を作成すること。
- 3 請負者は、工事計画図書を監督員に提出し施工承諾を求めるものとする。
- 4 請負者は、承諾された工事計画図書に基づき工事を施工する。
- 5 工事計画図書とは、請負者が現場調査、測量を行い、この結果をまとめた下記の図書という。
 - ①平面図、定規図、縦断・横断図、構造図等の実施予定図面等。
 - ②構造物、土工、仮設工等の実施予定数量計算書等。
- 6 請負者は工事完了後、施工承諾図書に基づき出来形図、出来形数量計算書、完成図等、必要な資料を監督員へ提出し現場確認を受けるものとする。
- 7 請負者は本工事に関して疑義が生じた場合には、監督員に連絡し協議すること。

工事名 : ○○工事
工事着手日 : 令和7年7月30日 (水)
工事完成届出日(予定) : 令和8年7月8日 (水)

[illegible][illegible]

月	2025年9月									
日	29	30	1	2	3	4	5	土日祝日数	2	
曜日	月	火	水	木	金	土	日	休暇等	0	
行事								対象期間	7	
								計画日数	0	
								計画率	0.0%	
休暇等								閉所日数	0	
計画実績								現場閉所率	0.0%	
								完全週休2日達成	NG	

[illegible]

		2025年10月								
月		6	7	8	9	10	11	12		
日		月	火	水	木	金	土	日		
行事									土日祝日数	2
									休暇等	0
									対象期間	7
									計画日数	0
									計画率	0.0%
休暇等									閉所日数	0
計画									現場開所率	0.0%
実績									完全週休2日達成	NG

[illegible]

月	2025年10月									
日	13	14	15	16	17	18	19	土日祝日数	3	
曜日	月	火	水	木	金	土	日	休暇等	0	
行事								対象期間	7	
								計画日数	0	
								計画率	0.0%	
休暇等								閉所日数	0	
計画実績								現場閉所率	0.0%	
								完全週休2日達成	NG	

[illegible][illegible]

		2025年8月									
月		25	26	27	28	29	1	2	土日祝日数	2	
日									休暇等	0	
曜日		月	火	水	木	金	土	日	対象期間	7	
行事									計画日数	0	
									計画率	0.0%	
休暇等									閉所日数	0	
計画実績									現場閉所率	0.0%	
									完全週休 2 日達成	NG	

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

	対象期間	閉所日数	閉所率
計画	362	3	0.8%
実績	362	0	0.0%

通期達成状況	未達成
月単位達成状況	未達成

[illegible]

2024年5月																																
月日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土日数
行事																																休暇等
																																対象期間
																																計画日数
																																計画率
休暇等																																閉所日数
計画																																現場閉所率
実績																																月単位達成
通常 通常																																

[illegible]

6

2024年6月																																	
月																																	
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1		
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
行事																																	
休暇等																																	
計画																																	
実績																																	
通常 通常																																土日数	10
通常 通常																																休暇等	0
通常 通常																																対象期間	30
通常 通常																																計画日数	0
通常 通常																																計画率	0.0%
通常 通常																																閉所日数	0
通常 通常																																現場閉所率	0.0%
通常 通常																																月単位達成	NG

[illegible][illegible][illegible][illegible]

9

		2024年9月																															
月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
曜日		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
行事																																土日数	9
	休暇等																															休暇等	0
																																対象期間 計画日数	30 0
計画																																計画率	0.0%
実績																																閉所日数	0
																																現場閉所率	0.0%
																																月単位達成	NG

[illegible][illegible]